

## 豊川市特別職報酬等審議会 議事録（第2回）

1 日 時 令和3年12月24日（金）午前10時00分～午前10時50分

2 場 所 豊川市役所 本庁舎3階 本34会議室

3 出席者 【委員】

権田 晃範 委員（会長）	山口 府紀 委員（会長職務代理者）
大石 宗弘 委員	神谷 美也子 委員
河合 美恵子 委員	酒井 雅喜 委員
鈴木 鈴子 委員	塚越 京子 委員
細井 勉 委員	山脇 実 委員

4 審議会進行次第

### 議題の審議

会 長： それでは、ただ今から第2回豊川市特別職報酬等審議会を開会します。本日は、年末のお忙しい中、委員の皆様全員にお集まりいただき、誠にありがとうございます。早速ではございますが、前回に引き続き、答申に向けて話し合いを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いたします。審議に入ります前に、先日事務局より、皆様に議事録を送付いたしました。ご意見、ご質問等がありますか。

<特になし>

会 長： 特になしですので、次第に沿って進めてまいります。議題1「議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について」、前回事務局から説明のありました資料や議論を踏まえ、引き続きご審議をいただくわけですが、前回ご欠席の委員もいらっしゃいますので、事務局から補足説明等ありましたらお願いします。

<事務局説明>

会 長： ただ今事務局より補足説明がありました。それ以外のことでも結構ですが、委員の皆様からご質問等がありますか。まず私から質問です。前回の審議会では特別職の報酬等について、11月に国から指針が示されるということでしたが、今回は減額が行われず、来年6月の期末手当から調整されることになったということですね。

事務局： はい。

委 員： 政務活動費について、近隣では豊橋市が突出している印象を持ちましたが、豊川市は人口規模に鑑みて適正な金額だと思えました。その他、全体的な審議内容については、特に不明点はありません。

委 員： 今回の資料を拝見する限り、特別職の報酬等について、現状の金額が妥当だと思えます。

- 会長： 事務局から、近隣自治体の審議会の状況について報告がありましたが、据え置き判断をする自治体が多いですね。
- 委員： 現在、国から、18歳未満へ10万円の給付がされています。そのことを鑑みても、国の経済状況は上向いていないということだと思いますし、豊川市においても同様の状況だと思います。  
コロナウイルスは収束に至っておらず、来年6月の賞与は下がる見通しです。そのような状況を踏まえても、今回は据え置きという結論が妥当ではないかと思います。
- 委員： 民間では、利益が出れば給料に反映されますが、特別職についてはそのような指針が分かりづらいため、どうしても人事院勧告や世の中の動向を参考に決めなければなりません。  
コロナ禍で頑張っていただいている特別職の方々の給料を上げられないことは申し訳ないですが、今の状況では据え置きが妥当であると思います。
- 委員： 政務活動費について、自治体の規模によって金額が違うとのことですが、自治体間の差が大きく、大変驚きました。
- 事務局： 政務活動費について補足ですが、政務活動費は個々の議員に直接支給されるものではなく、各党派に対して支給されますので、議員の年収の一部として考えるべきものとは少し性質が異なるかと思います。
- 委員： 資料1について、前回の資料に記載されている今までの答申の経緯と合わせて見ると、平成21年のリーマンショック時の審議会では、相当厳しい判断がされたという事がわかりました。  
その後、豊川市の人口も増え、経済状況が回復してきた中でも増額を見送ってきていますので、今回報酬を減額する理由はないと感じました。私も据え置きが妥当であると思います。
- 委員： 昨年の答申を見ると、「おわりに」の項目に記載されている内容が、今も概ねそのまま当てはまる状況にあると思いますので、今回は据え置きで良いと思います。  
前回の審議会でも、議員の報酬を経験に応じて変えるべきかという議論がありましたが、他市でそのような事例はありますか。
- 事務局： 基本的には、どの自治体も、条例で月額が決まっています。
- 委員： それでは、経験に応じて報酬を変えるのは難しいということですね。わかりました。
- 委員： 答申は、従来から概ね人事院勧告に準拠しているとのことですが、人事院勧告については資料1の「給与勧告の基本的な考え方」に記載がある通り、労働基本権制約の代償措置として公務員の適正な給与を担保しており、比較するのは民間の給与ということになります。  
平成21年の人事院勧告では、全産業合わせて5万4,000ある民間事業所から、産業別、地域別に無作為に選んだ1万1,100の民間事業所の給与を参考にしているようです。  
それと同様の調査が自治体独自でできれば良いのですが、時間も費用も

かかりますし、調査の有用性やリスク等も考えて、各自治体とも最終的には人事院勧告に準拠して答申しているのだと思います。

コロナ禍で自治体は膨大な事務量をこなし、大変な努力をされていると思いますが、今回は人事院勧告に準拠して、据え置きとするのが妥当であると考えています。

委員： 先の衆議院選挙において、議員に月額100万円の文通費が支給され大きな問題になりました。豊川市では、政務活動費は各会派へ支給され、個人には支給されていないということによろしいですか。

事務局： はい。ただし、会派に属さない方については、個人へ支給しています。

委員： そのような意味で豊川市は透明性がありますので、不正が起きづらいのではないのでしょうか。他の自治体で、個人へ支給している自治体はありますか。

事務局： 基本的には、各会派へ支給し、会派に属さない議員がいる場合は個人へ支給しています。豊川市では議員が政務活動費を使う場合、領収証等を添付して議長へ報告し、更に議長から市長へと報告し市長部局で内容を精査しています。その上で、政務活動費として不適當なものが含まれている場合には、支給した政務活動費を返還していただく体制になっていますので、非常に透明性があると思います。

会長： その他にご意見はありますか。

ないようでしたら、報酬等は「据え置き」ということで審議会の意見とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

審議会の意見がまとまりましたので、答申に向けた今後の事務について、事務局から説明をお願いします。

#### <事務局説明>

会長： それでは、ただ今事務局から説明がありましたが、答申の4「おわりに」の部分について、委員の皆様から、記載したい内容についてご意見ををお願いします。

ちなみに、本日の議事録が送付された後で、意見を加筆することはできますか。

事務局： 基本的には今日この場で決定していきたいと考えていますが、答申書が作成されて初めて内容が確定しますので、もしご意見がありましたら加筆させていただきます。

会長： 後で加筆すると、委員の間で意見の共有が難しくなってしまいますので、できれば今日この場で意見を出していただいた方が良いということですね。

事務局： はい。

委員： 前回の答申書の「おわりに」の記載について、「市民福祉向上のためになお一層のご尽力を期待する」とありますが、「市民福祉向上」と記載された経緯は何かありますか。市民にとっては、市民福祉のみならず、市民生活すべての向上を期待していると思いますので、あらゆる住民サービスを表現

する文言にした方が良いと思います。

8月の人事院勧告の際に人事院総裁が発出した談話では、「国民各位におかれては、行政各部において多くの公務員がそれぞれの職務を通じ国民生活を支えていることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。」と記載されており、これも国民生活すべてについて表現しているのではないのでしょうか。

事務局： 他の委員の方から異論がなければ、そのようにまとめたいと思います。

委員： 昨年の文面では、「今もなお日々感染者が増加し、新型コロナウイルス感染症の終息は見通しが立っておらず、本市の経済状況についても不透明な状況であり、日々の市民生活に混乱が見られ、大きな不安を抱えている。そうした中で、議員は市民の代表として、また、市長等は市政運営の責任者として、市民とともに痛みを分かち合い、この難局を乗り越えていくことを期待するところである。」とあります。かなり厳しいコメントになっていますので、今回の皆様との議論を踏まえると、ここは少し変える必要があると思います。

会長： 昨年の審議会の段階では、コロナ禍で飲食業も、観光業も非常に厳しく、ワクチンも普及していない状況にありましたので、先行きが不透明であり、このような非常に厳しい文言になりました。  
この文言について、事務局から意見はありますか。

事務局： 「おわりに」の部分については委員の皆様のご意見を参考にまとめさせていただきますので、基本的には皆様にこの場で議論いただきたいと思いますが、これまでの議論を踏まえると、昨年よりも和らいだ表現でまとめていただいても良いと思います。

委員： 現状では、コロナ禍はなかなか収束しないという認識の方が多いかと思いますので、コロナと共存し、どのような生活を送ったら良いかということを意識した文言が良いと思います。

委員： 日本は欧州や韓国と比べて感染が少ないのは、マスクを含めた感染対策の意識がしっかりしており、住民と行政が一体となって感染予防に努めていることも要因だと思います。

委員： 昨年はコロナウイルスが最も猛威を振るっていた状況にあったため、厳しい表現になりました。現状では、昨年の答申に記載されたような「市民とともに痛みを分かち合う」という厳しい状況からは脱していると思いますので、市民生活の回復へ向け、乗り越えていくことに期待したい、というような表現が良いと思います。

委員： 私も皆さんの意見と同じです。

会長： 他にご意見等はございますか。

<特になし>

会長： 特にないようですので、特別職の報酬等については「据え置き」とさせていただきます、答申の「おわりに」の部分については、ただ今皆様からいただい

た想いを反映させ、案文を事務局と作成してまいります。  
他に事務局から何かありますか。

事務局： それでは、答申案を早急に作成して委員の皆様にお送りいたしますので、ご確認をお願いします。ご意見をいただく期日につきましては、改めてご連絡させていただきます。

また、今回の審議で、審議会としての考えが決定しましたので、第3回目の審議会につきましては、会議を行わずに会長から市長へ答申するという形に代えさせていただきたいと思います。日程につきましては、改めて会長と調整させていただきます。

なお、今回の答申と議事録につきましては、会長から市長への答申後に人事課のホームページ等で公開させていただきますので、そちらでもご確認いただければと思います。よろしくをお願いします。

会長： それでは、これにて、豊川市特別職報酬等審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(10時50分 終了)